

日野市議会会議録

昭和59年第3回臨時会

第32号

8月27日開会

8月27日閉会

日野市議会

日野市立図書館

☎81-7354



14 61 913

1461913

日野市議會會議錄

第59 次開會

内图M-31-4 上200(49×80) 序内印刷

昭和 59 年 第 3 回 臨時会 日程

8 月 27 日 (月曜日) 会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、
議案審査報告

昭和 59 年
第 3 回臨時会

日野市議会会議録目次

○ 8 月 27 日 月曜日(第 1 日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
(議案上程)		
議案第 60 号	日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結について...	5
(議案審査報告)		
議案第 60 号	日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結について...	9
閉 会	21

8 月 27 日 月曜日 (第 1 日)

昭和59年
第3回臨時会

日野市議会会議録 (第32号)

8月27日 月曜日 (第1日)

出席議員(30名)

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋博君
15番	飯山茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄保君	26番	秦正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
助役	赤松行雄君	総務部長	伊藤正吉君
企画財政部長	前田雅夫君	生活環境部長	坂本金雄君
市民部長	加藤一男君	都市整備部長	結城邦夫君
清掃部長	大貫松雄君	福祉部長	高野隆君
建設部長	中村亮助君	病院事務長	佐藤智春君
水道部長	永原照雄君	教育次長	小山哲夫君
教育長	長沢三郎君		
建築課長	友野豊三郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根雪峰
 速記者 小野口純子君

議事日程

昭和59年8月27日(月)
 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定

(議案上程)

日程第3 議案第60号 日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結について

(議案審査報告)

日程第4 議案第60号 日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午前10時17分開議

○議長（高橋通夫君） これより昭和59年第3回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

次に日程第1、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第81条の規定により、議長において

10番 旗野行雄君

11番 一ノ瀬隆君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員会（中山基昭君） おはようございます。

本日の第3回の臨時会の会期と議案の取り扱いにつきまして、先ほど9時30分から、議会運営委員会におきまして協議をまいりました。その結論といたしまして、会期は本日27日1日限りといたします。

さらに、付議議案の60号につきましては、関係の委員会に付託をし、審議をすることいたします。

以上、よろしく御審議と御確認をお願いしまして、報告を終わります。

○議長（高橋通夫君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

これより議案第60号、日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 暑い夏でございましたが、全員御健勝で何よりに存じます。きょう、臨時議会をお願いをし、議案1件を付議いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第60号について、提案の理由を説明いたします。

本議案は、日野市立第二幼稚園防音改築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付議すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、1億1,300万円で、東京建設興業株式会社が落札しております。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議決定のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） 関係部長からの詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 議案第60号の詳細につきまして、御説明申し上げます。

工事件名といたしましては、提案理由にもございましたように、日野市立第二幼稚園の防音改築工事でございます。ページが各議案の下に打ってございますが、3ページには工事の概要、あるいは面積表、それから4ページには案内図、あるいは配置図、5ページには1階の平面図、それから6ページについては2階の平面図ということが添付してございます。

建物の構造は、鉄筋コンクリート造の2階建てでございます。

建築面積といたしまして527.85平米、延べ面積——建築面積でございますが、619.65平米でございます。

建築の施工場所につきましては、4ページに案内図等で図示されておりますが、平山小学校東側の下耕地区画整理内の用地1,976平米でございます。

主な工事の内容といたしましては、49平米の面積の保育室が3室、それから119.85平米の面積を持つ遊戯室、あるいは15平米の面積の保健室、それから職員室、図書室、教材室等、管理諸室でございます。

なお、本工事につきましては、先ほど申し上げましたように、防音改築工事でございます。そういうことで、75%の補助金が交付されるものでございます。

また、この二幼のシンボルでもあり、また、園の歌にもなっております三角屋根の2階に通じます階段室の上部を利用いたしまして、立ち上がり部分1.95メートル、その上方に2.75メートルの高さの三角屋根をつくる計画でございます。

それから、その他の工事といたしましては、現在ございます鉄骨造平屋建て461.80平米の取り壊し工事、それから外構工事、これは園庭とか外柵、遊具の移設、撤去、植栽工事等が含まれておるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、工期が相当かかる、こういうことで、ここに御提案申し上げる次第でございます。

それから、この改築工事につきましては、本体工事だけでございまして、あと、電気、給排水、衛生設備等の付帯工事につきましては、別途に発注する予定でございます。

それから契約金額でございますが、1億1,300万円。

それから契約の方法、指名競争入札でございます。8月4日、指名業者選定委員会を開きまして7業者を指名し、8月17日、入札を執行いたしましたところ、2ページにございます入札調書のとおり、東京建設興業株式会社が落札いたしております。

それから4の工期でございますが、契約の翌日から昭和60年3月30日まででございます。

それから5の契約の相手方でございますが、東京都日野市大字新井742番地、東京建設興業株式会社代表取締役、斉藤 一。

以上、詳細説明を終わります。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君） これより質疑に入ります。旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） この市立第二幼稚園の移設新築につきましては、住民の長い間の要望であったわけでありまして、たしか57年の第1回議会で、私、一般質問で触れたことがあります。非常に、今回工事が実施される、結構なことであると思っております。

工期が60年の3月30日までとなっておりますから、60年4月からの開園ということは間違いのないと思っておりますが、付帯工事もあるようであります。ぜひそれに間に合うようにしていただきたい、これをまず質疑というか、要望いたしておきます。

いま1点、今までの第二幼稚園は、平山小学校の、案内図でごらんになればわかると思っておりますが、中へ飛び出していくようなかっこうであったわけでありまして。非常に平山小は校庭面積からして、そもそもほかの小学校と比べて狭かったわけでありまして。平均が、約1人当たり11平米、平山小は7平米しかありません。第二小と並んで非常に狭い校地であったわけでありまして。

加えて、今、言ったように、中へ飛び出しているというようなことで、地形も非常に悪い、使いづらいという状況に今までありました。今回、この請負契約によりまして、取り壊しを含

んでおるようでありますので、後は当然校庭として利用されるかと思いますが、その辺を確認したいと思います。

以上、2点をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） 御答弁申し上げます。

第1点目の、取り壊しをして、そして60年の4月1日に間に合うかどうかということでございますけれども、60年の4月1日に間に合わせるような形の中で工事を進めたいと考えております。

それから第2点目の、いわゆる平山小学校の校庭の面積の問題でございます。現在の平山小学校の面積につきましては、1万3,349平米でございます。その中に幼稚園があるわけでございますけれども、幼稚園の面積が2,496平米でございます。したがって、質問がございましたとおり、新しい防音改築の幼稚園をつくった後におきましては、当然その新しい幼稚園の方に引っ越しをいたしまして、取り壊しをするわけでございます。

したがって、取り壊した後は、平山小学校の方の用地になるわけでございます。そういたしますと、現在平山小学校の面積が1万3,349平米でございますので、それに今2,496平米の幼稚園用地が加わるわけでございますので、取り壊した後につきましては、1万5,845平米の校地がある、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第60号、日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前11時17分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査報告に入ります。

これより議案第60号、日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 先刻、総務委員会に付託していただきました議案第60号についての審査結果を御報告申し上げます。

日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結についてでございます。指名業者選定委員会において指定されました7社によりまして、8月17日入札の結果、東京建設興業株式会社が落札したものでございます。

契約金額は、先ほど御説明ありましたとおり、1億1,300万円、工期は来年3月30日までという内容のものでございます。

工事の内容は、本体工事と、それに伴う外柵、園庭、植栽、こういったものに、旧園舎の取り壊しが含まれております。

当初予算のうち、他の電気や給排水、こういった工事については別途契約ということになっております。防衛庁の予算の関係等で8月いっぱいすべての業者が決定する予定とのことでございます。

なお、屋上には、移動式30平米ほどのプールが設定できるように設計をされているとのことでございます。

委員会では、るる慎重審議いたしました結果、原案可決と、満場一致で決定いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 1点だけお尋ねをいたします。

今回の第二幼稚園の防音改築工事につきましては、国庫補助金が予算書、今議会で議決され

ておりますが、それによりますと、1億1,231万5,000円、日野市の方で教育費の国庫補助金として受け取るということに、予定されているわけでありませう。

この幼稚園の防音施設費補助金のうちの第二幼稚園防音改築工事について見てみますと、併行分と改築分、2本立てになっております。本日の議案書にこれを照らしてみますと、6番目に、工事概要、面積表ということで、敷地面積、それから建築面積等が出ておりますが、私もよくわかりませんので、委員会でどのような質疑があったか、もしあれば、その中で出たのであれば教えていただきたいと思うのですが、併行分というのは面積でどれだけになるのか、改築分は面積でどのように数字が出されているのか、その点について委員会でお話が出ておりましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） お答え申し上げます。

面積の点では、質疑はございませんでした。面積に関する部分は、ございませんでした。ただし、国庫補助金の内容については若干の質疑がございまして、国庫補助金が1億1,231万5,000円を予算化しているにもかかわらず、本体工事が1億1,300万ということで、こういう関係で、国庫補助金はそのまます定額どおり来るのかというような質疑がなされました。

その中で、排水処理が、たとえば三次処理までやるとか、床のタイルをPタイルから、よりクラスの上のタイルにするとか、あるいは防水について、シート防水からアスファルト防水にするなど、いろいろの今後の工事の中で若干の国庫補助金の差額が出てくるおそれはあるという、市当局の説明でございます。

面積上の対象面積によって国庫補助金がどうなるか、という点についての質疑はございませんでしたので、その点については担当の教育委員会の方からお答えいただきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方からお答えいたします。

今回の第二幼稚園の工事につきましては、ただいま御質問者から御提案がございましたとおり、いわゆる防音改築工事をするわけでございます。防音改築工事というのは、既設の建物を取り壊しをして、新しくつくるわけでございますけれども、その場合には、必ず既設の建物が木造ないしは鉄骨ブロックの建物を鉄筋コンクリートに変えなければならないというわけでございます。

そういたしますと、現在の第二幼稚園の園舎の面積でございますけれども、これは鉄骨づくりの平家建ての461.80平米でございます。この461.80平米を鉄筋コンクリートに建てかえるわけでございますけれども、いわゆる鉄筋コンクリートに建てかえる場合には、換算率がございませう。これは現在の面積に1.125倍を掛けたものが鉄筋換算率ということになりまして、その、いわゆる鉄筋コンクリートの第二幼稚園の面積が決まるわけでございます。

その換算率は、ここでございますとおり、461.80平米に1.125倍いたしますと、519.525平米でございます。したがって、これが第二幼稚園の、いわゆる防音工事の改築工事の対象面積になるわけでございます。

それで、現実はどうかと見ますと、この議案書にも書いてございませう、延べ面積が619.65平米でございます。したがって、防衛庁で示す基準面積よりも、実際につくる面積が多いわけでございます。約それは100平米ほど余計つくるわけでございます。

それで、これ、なぜつくりませうかと申しますと、これにつきましては、たまたま防衛庁で定められた面積よりも、PTAとか、あるいは幼稚園の方の先生方の要望等がございまして、防衛庁で定められた面積以外の、たとえば物置をつくるとか、そういった付帯設備が実際必要になってくるわけでございますので、そういった意味で、約100平米ほどオーバーしてつくるわけでございます。

したがって、防衛庁の方の補助金につきましては、519.525平米の面積に対しましての75%の補助金に来るわけでございます。したがって、残りました100平米を超した分につきましては、いわゆる防音改築としての補助金は参りませう。そこで、100平米オーバーした分につきましては、併行防音工事という形の中で、一部補助金をいただくということで、その中から約併行防音工事分につきましては、そのうち89.56平米——89.56平米がそのうちの併行防音工事の補助対象面積として出ております。

それに対しましての補助金でございますけれども、先ほど御指摘がございましたとおり、72万8,000円が併行防音工事の補助金ということで追加してくる、こういうことで予算計上しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 飯山 茂君。

○15番（飯山 茂君） 先ほど、電気と給排水は別だという総務部長のお話でございますが、大体、この庁舎をつくる時にも防衛庁から4億5,000万もらっているわけですが、

1億1,000何がしとは別だというと、給排水と電気についての防衛庁の補助というのはどういうふうになっているのかどうか。また、その辺を御審議されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 国庫補助については、当初予算の1億7,100万に對するさまざまな形での補助金だというふうに理解をいたしております。

したがって、この給排水その他についても一定のパーセントで基準がありまして、補助金が来ているというふうに私ども理解をいたしておりますが、その点、補足があれば理事者の方から御説明いただきたいと思ひます。

○議長（高橋通夫君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） ただいま委員長さんが報告したとおりでございますが、給排水、電気工事等につきましては、別途工事発注いたしますけれども、その中にも一定の補助の率、補助単価が決まっていますので、当然これにつきましても補助対象になるということでございます。

○議長（高橋通夫君） 飯山 茂君。

○15番（飯山 茂君） くどいようですが、そうすると、今、給排水と電気工事の金額が、ある程度私はもう数字が出ていると思うんですが、それでないと、防衛庁から来るという、いただくという、その数字がどうもはっきりしないと思うんですが、ひとつ聞きたいんですが。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 総予算が1億7,100万円でございますが、本体工事が1億1,300万ということになっております。

したがって、大体のことはわかるのではないかと思いますけれども、本日、議会でも可決されましたならば、その後、電気設備等の工事の契約が行われるわけでございます。質疑がございましたけれども、委員会においても、正確な予算額については、市当局から、まだはっきりと答弁できないということでございます。

さらに理事者の方で補足がございましたら、御答弁いただきたいと思ひますが。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 橋本文子君。

○1番（橋本文子君） この工事は、防音改築工事と銘打っているように、防音にかなりの力が置かれる工事であろうと思ひます。

したがって、この防音というところがどのような仕様になるのか、そのあたりは論議をされていないのか、御報告にないようですが、その仕様について、もし理事者側からわかっている部分、おありでしたら教えていただきたいと思ひます。

たとえば、防音するためにはもろもろの条件が必要になってくるわけです。

たとえば、話は違ひますが、今旭が丘地域なんかでは、防衛施設庁からやはりそれぞれの家庭にお金——希望する家庭には防音工事がなされています。それで、その中でガラスを厚くしたりとか、いやサッシがどうのとか、壁をどうのとかいって、いわゆる従来の建築のやり方よりは少し音を遮断するために、もろもろの配慮がなされるわけですが、ただ、鉄筋コンクリートというだけでは、私よくわかりませんので、もう少し詳しくそのあたりがお聞かせいただければと思ひます。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 委員会では、その辺については従来の小中学校等の防音工事という常識の範囲で、それを前提といたしまして審議して、細かい点は再度確認しておりませんので、理事者の方から若干の説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（高橋通夫君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方からお答えいたします。

いわゆる防音工事と申しますのは、当然鉄筋コンクリートの建物にした上で、防音工事をするわけでございますけれども、防音工事の中身というのはどうかということだと思ひますが、窓枠をアルミサッシの工事にするとか、それから暖房装置を当然つくるわけでございますけれども、暖房装置をつくる、それから内部塗装、内装工事を行う、内装工事となるとあくまでも音がまず防げるように、厳しい音が遮断できるように内装工事を行う。

それで、当然冷暖房等を取りつけるわけでございますけれども、その冷暖房を、空気を輸送する、流通溝をつくるわけでございますけれども、流通するための、いわゆる「ダクト」と称しましたけれども、そういったダクトの工事をするとか、要するに騒音等が影響ないような形の中での工作をする、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（高橋通夫君） 橋本文子君。

○1番（橋本文子君） ちょっとまだよくわからないんです。

たとえば、先ほど申しましたように、旭が丘地域でかなりの御家庭が防音工事をしたわけですが、実際、音について「外の音が本当に聞こえなくなってよくなったわ」というのを、聞かないわけです。

たとえば、冷暖房がついて快適になったとか、換気扇をつけてもらってよかったとか、というふうなことは耳にするのですが、実際に防音工事をやっても、その防音という言葉で十分満たしてくれない、満足させてくれない工事が、これまで行われてきているというのが現状なんです。

ですから、アルミサッシというのは当たり前ですし、アルミサッシはどここの家庭でもやっています。ただのアルミサッシでは、多分だめだろうと思います。それで、冷暖房というのも、これも決め手になるのかなというふうなことで、そのあたりもう少し、本当に防音ができるのかどうか、そのあたりを確認できるような御説明がいただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） ただいまの御指摘の、旭が丘の例については、これはまた新たな制度としての防音工事でございますので、若干違うかと思いますが、幼稚園等に関する防音工事で、どの程度防音ができるかということについては、総務委員会ではそこまで詳細な審議しておりませんので、理事者の方からひとつ御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） 私の方から、お答えになるかどうかわかりませんが……。

先ほど、教育次長の方からお答えがございましたけれども、通常的に防音工事というのは、確かに材料的な問題だとか、あるいはまた、窓を二重にするというふうな形で、外音を遮断するという方法をとっているわけでございまして、完全にそれで遮断できるかどうかということ、やはり難しい問題だろうと思うんです。

したがって、それを測定して、こういう構造なら完全にできるとかというような方法、これは特にとってはいないようございまして、一般的にガラスを厚くする、あるいは窓を二重にする、そういうことによりまして外から入ってくる音を遮断して、そして、小中学校も含めまして、学習の

中に外部からの騒音に影響されないというふうな形をとっておりますので、いろいろの仕様があるかと思いますが、防衛庁の方の補助対象という形の中には、一応の規定の仕様がございますので、その仕様にとりまして工事を施工するというようなことで御理解をいただければと思います。

○議長（高橋通夫君） 橋本文子君。

○1番（橋本文子君） 1点だけ、では確認させてください。

今の御答弁の中で、窓を二重にするとかというふうにおっしゃいますが、なされるんですか、二重に。（「何ホーンにするというふうに答弁すりゃいいんだよ」「60なら60と、数字を言えばいいんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） 申しわけございません。一応二重という形が、この場合はとらないと思います。つまり、構造的に完全に遮断ができるというふうな方法で窓をつくる工事をする、こういうふうになっておりますので、二重ではないと思います。

○議長（高橋通夫君） 橋本文子君。よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり） 篠野行雄君。

○10番（篠野行雄君） 2点ばかり質問したいと思います。

付帯設備工事の中に、給排水が入っております。この排水について、排水先はどこへ排水するのか。恐らく平山用水の用水路へ排水することになるかと思いますが、用水組合の了解は取りつけてあるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

いま1点、新しく来年4月からの園児の収容数は、従前と変化があるのか、もし増減があるなら、どのぐらい増減があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） ただいまの御質問については、総務委員会では検討いたしませんでしたので、理事者の方から答弁していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） 第1点の御質問でございますけれども、これから給排水の関係の工事に入るわけでございまして、業者が決まります。そして放流同意の関係等につきましては、確にお尋ねのように、すぐ建物に面しまして面道路ができて、その中央に平山用水路が走っているわけですから、そこへ放流するという形になった場合には、当然関係の用水組合の同意を取りつけるという形になりますので、これからそういう作業が進められるというふうに予定をいたしております。

○議長（高橋通夫君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 第2点目の、60年度時点の園児の募集の問題でございますけれど、第二幼稚園につきましては、もうすでに4歳児保育を現在やっております、4歳児が40名、それから5歳児が55名、合計95名の園児をお預かりしているわけでございますが、来年度につきましては、日野市内の全園で4歳児保育を実施したいというその観点から、私立幼稚園協会と話を詰めまして、各園の1クラスの4歳児の定員を30名定数とするということで、第二幼稚園につきましては、4歳児を30名募集する。

それから、さらに現在お預かりしております4歳の方が5歳になりますので、その方と、それから新しく5歳時点に入園するのをお待ちになっている方たち、この方たちが毎年第二幼稚園の場合には、20名前後そういう方がいらっしゃいますので、5歳児のクラスが、お待ちになっている方を含めまして、約60名規模ぐらいの5歳児が第二幼稚園で園の教育を受ける、こういう形になろうかと思えます。

したがって、来年度の定数につきましては、第二幼稚園については4歳児1クラス30名、5歳児2クラス60名、その程度の規模の幼稚園になろうと、そんなぐあいに考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君） 旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） 建設部長の説明によりますと、まだ当然排水は平山用水路へ放流することになるんだということ、それから、まだ放流同意はもらっていない、こういうような説明でありましたけれども、放流先は当然決まっているわけです。また、当然放流同意も必要であると思えます。事前に、このような請負契約の締結の承認について議案を出す前に、用水組合の放流同意は取りつけるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） 確かに御指摘のとおりだと思いますけれども、ただ、私も、いわゆる工事施工委任を受けまして、建築課が工事施工の関係を担当しているわけでございますけれども、現在までのところでは、いわゆる今議題になっております本体工事だけの関係の施工についての事務的な準備を進めておるわけでございまして、これから給排水、衛生関係の分離発注の関係につきまして、入札などの関係の手続が進むわけでございますから、そういう中で、一連の同意の申請などの手続がとられるというふうに申し上げたつもりでござい

ますけれども、当然関係の用水組合については、この施設だけではございません。すべて用水組合の用水についての放流同意の関係については、組合長の同意申請を受けますし、そういう手続を今後とっていくということでございますので、事前にまだとっていないというようなことでございます。

当然とっていかねばならない、同意を得なければ放流できないということで、その手続は十分とっていく予定でございます。

○議長（高橋通夫君） 旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君） 先ほどの委員長の説明によりますと、付帯工事についても8月中に発注するんだというような、たしか説明だったと思います。きょうは8月のたしか27日であります。もう8月も残りもないわけで、あっという間に終わってしまうわけでありまして……。

では、ここで質問を変えまして、すでに用水組合とは、その辺、折衝は始めているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 私の方から御説明申し上げて、また御理解等も賜りたいと、こう思うわけでございます。

市の方の設計態勢の方も整備されてまいりまして、分離発注という形態をとれるようになってまいりました。そういう形の中で、建設業だけではなく、いろんな広範な市内業者に、ある程度の分離発注という形で発注申し上げたい、こういうふうな態勢がとれるようになったわけでございますけれども、また反面において、負い切れない面があるようでございますけれども、分離発注ということで、関係の省庁の方に許可を願っておるわけでございます。

それがちょっと、1日2日おくられているような状況の中で、いずれにしましてもこの8月中には、一部指名委員会等も終わっておりますので、すぐに入札に付するという手はずになっておるわけでございますけれども、その前に継続して、そう、ところを大きく変えて改築するわけじゃございませんので、同じ用水路に、あるいは同じ用水路の組合の方に継続してお願いすることになるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、関係の要するに上部官庁の許可を得てからというふうなことで、その上に立ってすぐをお願いしに行く、ということになっておるわけでございますけれども、ちょっと1日2日おくられているというような状況

の中で、8月中には許可をもらって契約というふうなことに、約束は防衛庁となっておりますので、この手はずはおくれずにやるつもりでございます。

それから、用水組合の方には、関係省庁の許可ということを持たずに、それはもう許可をいただけるわけでございますので、早速にでも継続して、放流させていただき話し合いは早速進めたいと思います。それを待ってお話し合いに参上したい、こういう担当者の考え方のようにございますけれども、それではおくれちゃいますし、それから失礼にも当たりますので、それを待たずに先行させたいと。間違いなく許可いただけるわけでございますので、そういう手はずをとりたいと思います。

よろしく御理解いただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） これは非常に大事なことです。今の旗野君の質問は。

用水組合、われわれ農民ですが、これに対して汚水を出す、これはもう本当に困る。これはどなたも困っているわけです。それで、これはもう行政の責任で、公共下水道をつくらないからですよ。

それで、今度の場合、建築確認がおりていると私どもは想定して、総務委員会に臨んだわけです。建築確認がおりないものを入札に出すわけがないなと思って。それで、建築確認をとるには、用水組合の組合長の同意をつけて出さなければならぬことになっております。この点、市民には用水組合の同意書をつけて出せよと言っているにもかかわらず、市の方ではどのようにしたのか。あるいはまた、建築確認許可をとっていないのか、どっちなのか。

一体、市のやることは、市民には非常に厳しいことを言って、市は勝手なことを自由自在にやる。この前の高幡福祉センターもそうなんです。建築確認許可も何にもとらないでやるから、取り壊しの命令が出る。あれだって、あの放水、いわゆる排水は、高幡用水に入っている。あるいは、新井用水に入る。だれの許可を得て入れているのか。だれの許可も得てない。そういうだらしがないことをやるから、われわれとしては腹の虫がおさまらないのであります。

これは建築確認許可をとったのかどうか。それで、しかも建築確認許可をとるに当たって、放流先の用水組合長の同意をとらないでやった理由をはっきり言ってもらいたい、もし、そうなら。その点を質問します。

○議長（高橋通夫君） 建設部長。

○建設部長（中村亮助君） お答え申し上げます。

まず、第1点目の御質問でございますけれども、建築確認申請につきましては、7月の23日付で回議、起案をいたしまして、提出してございます。それで、きょう現在、まだ私の手元には確認がおりたという通知はいただいておりません。

それから、2点目の関係につきましては、先ほど私がお答えを申し上げたとおりだろうと思っておりますけれども、なお確認する意味で、ちょっと時間をいただきまして、建築課長の方に確認をさせていただきたいと思っておりますので、その点、御了解をいただけますでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 私、今申し上げているのは、大変重大なことなんです。市民には用水組合長の許可を持ってこい、つけて出せ、つけなければ立川の西部出張所、いわゆる建築事務所では受け付けないんです。そのように市の方からお願いしてあるはずですよ。ですから、どの家でも、用水へ放流する場合には、必ず用水組合長の許可をとって、それをつけて出しているはずであります。

市は出さないで建築確認を出せるということがどうして可能、そういうことをやるのか。市民に対して強制、たとえば、もうめっちゃくちゃ過ぎるんです。市の条例では、ボックスをつけないきゃいけないことになっておる。それを市民に強制しているわけです。一つとしてそれをやっていない。

とにかく市の行政が、市民に対してお願いすることと全く逆なことをやっていたら、だれが行政を信用するでしょうか。市政を信用するでしょうか。だから私は今聞いている。用水組合長さんの許可は、当然だれもとらななきゃいかぬんです。市長、しっかりしなきゃだめなんです。市民にやりなさいと言っていることを、市がやらないんです。そんなばかな行政があるか、ということを知っているんです。

だから、今、課長に問い合わせますというようなお話ですが、どうも旗野議員の御質問によれば、平山用水の用水組合長さんの同意を得ていないようだ。だから私はこういう点は、市の行政というのは、もうみんなそうだ、今、見ていて。やっぱりきちんとやらなきゃいけないんです。助役、わかるかい。その点、はっきりしてくれよ。

○議長（高橋通夫君） 建築課長。

○建築課長（友野豊三郎君） 旗野議員さんの質問の件で、放流の件ですけれども、実は下耕地の区画整理の関係がありまして、7月中旬に事務所へ行きまして、いろいろ協

議いたしました。その中で、放流は至急出しますということで、まだ設計ができない時点でありましたけれども、行きまして、同意書を得ました。

その後、うちの方で調査しているうちに、直接平山用水への放流ではなくて、側溝へ一たん落として、それから用水へ入るということで、同意は要らないんじゃないかというような話が出まして、やはりそれじゃおかしいんだということで、急遽区画整理、まだ市の施設じゃ、側溝はありませんので、出すということで、今準備しております。

それと道路の、実際の工事用の道路の通行、これについても下耕地の組合等と協議して、一応の線は決定しております。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 平山の下耕地の組合長は非常に寛大な方ですから、こういう際には建築課長や部長の立場も了解して、許可するだろうと思う。しかし、もしこの組合の方々の中で、「この路線では困る」と言われた場合には、あした入札でしょう、その排水工事の。そうですね。あした入札をして、それで、困ると言われたら、もう工事ができないわけだ。そういうことになりますね。

そういう点で、やはりすべてのことがそういうことが多いわけで、これはいわゆる市長が少ししっかりしなきゃいけないんであって、建築確認がとれてないものを議会へ出してくる。その確認を出す際にチェックしなきゃいけない、市長の判こを押して出してあるはずだから。市長が判こを押さないで建築確認書が出るわけがない。そういうだらしないことばかりやっている。今回については、私は三次処理ということであるから、何とかいいんじゃないかなろうかと思えますけれども、これはもちろん林組合長さんですか、あるいはまた、平山用水の関係者の方の御意見があると思えますけれども、今後、このようなことのないように、市民にやれと命じている市長が、みずからそのことに違反するような行動をすることがないように、そのことを厳しく言うておきます。

以上です。

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。橋本文子君。

○1番（橋本文子君） 質問でも出しておきましたが、防音ということについては、私

は大変神経質に考えていかなければと思っております。せっかく防音工事して防音ができなかったら、何の足しにもなりません。実際に、木造と鉄筋コンクリートとの違いというのはあるかと思いますが、では従来の小学校について、あるいは幼稚園について、十分防音ができているかというあたりも調査なさって、今度の第二幼稚園については、そのあたり、もし従来の幼稚園、小学校で十分な防音ができているようでしたら、前車の轍を踏まないように、しっかりとした防音工事をされるように、市側から十分な御指導をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第60号、日野市立第二幼稚園防音改築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和59年第3回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 高 橋 通 夫

署 名 議 員 旗 野 行 雄

署 名 議 員 一 ノ 瀬 隆

